

登録飼養衛生管理者による

豚熱ワクチン接種のための研修（Ⅱ）

～ 知識編（制度）～

1

知識編（基礎）の内容

3. 登録飼養衛生管理者による

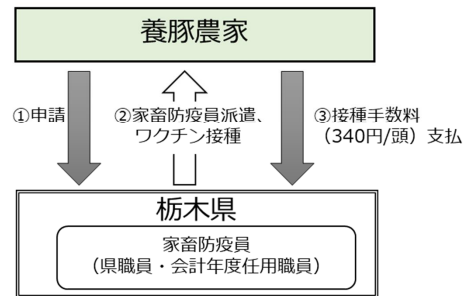
豚熱ワクチン接種に係る制度

- (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の内容
- (2) 接種に向けた体制整備に必要な事務手続
- (3) 豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
- (4) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点

2

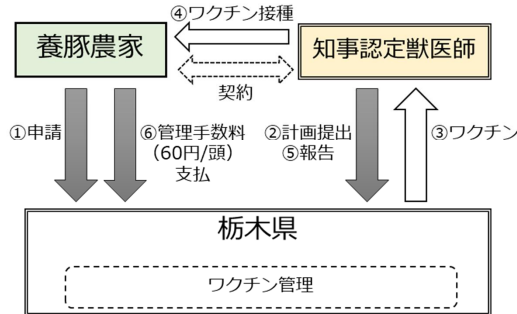
ワクチン接種者（家畜防疫員又は知事認定獣医師）

○家畜防疫員



県職員である家畜防疫員が接種する方法
 県に対して： 接種手数料 1頭あたり340円
 (ワクチン代、接種に係る資材費用込み)

○知事認定獣医師 (R3.10月～)



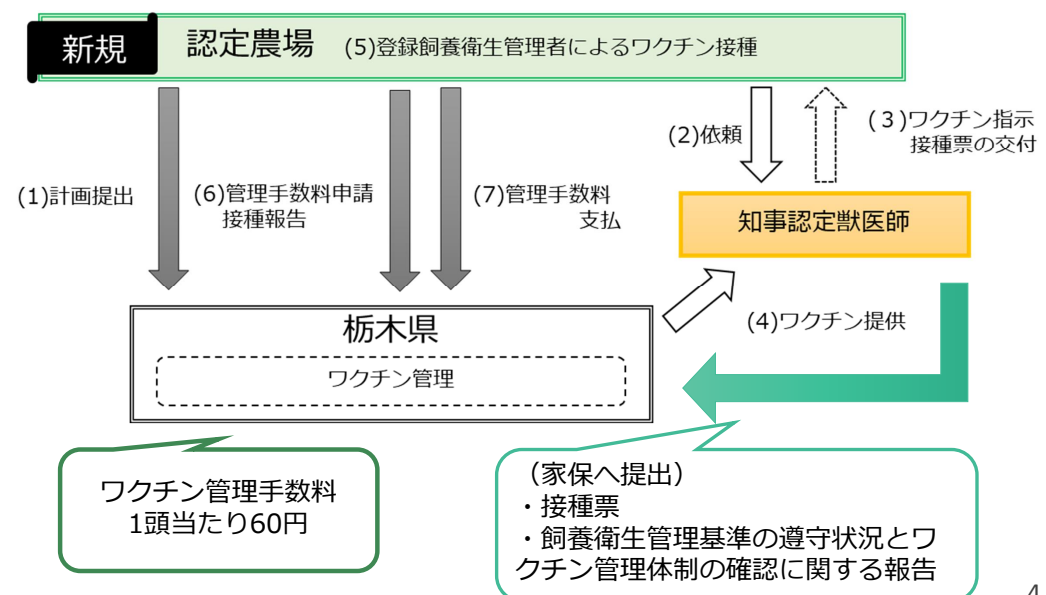
農場と契約した知事認定獣医師が接種する方法
 県に対して： 管理手数料 1頭あたり60円
 (ワクチン管理にかかる費用)
 知事認定獣医師に対して：
 技術料を含む契約による料金

※新制度が入っても、複数の制度を併用することは可能です。ただし、ワクチンの管理の徹底をお願いします。

3

ワクチン接種者（登録飼養衛生管理者）

手続きの流れ（接種票発行が知事認定獣医師の場合）



ワクチン管理手数料
1頭当たり60円

(家保へ提出)
 ・接種票
 ・飼養衛生管理基準の遵守状況とワクチン管理体制の確認に関する報告

4

手続きの流れ（接種票発行が知事認定獣医師の場合）

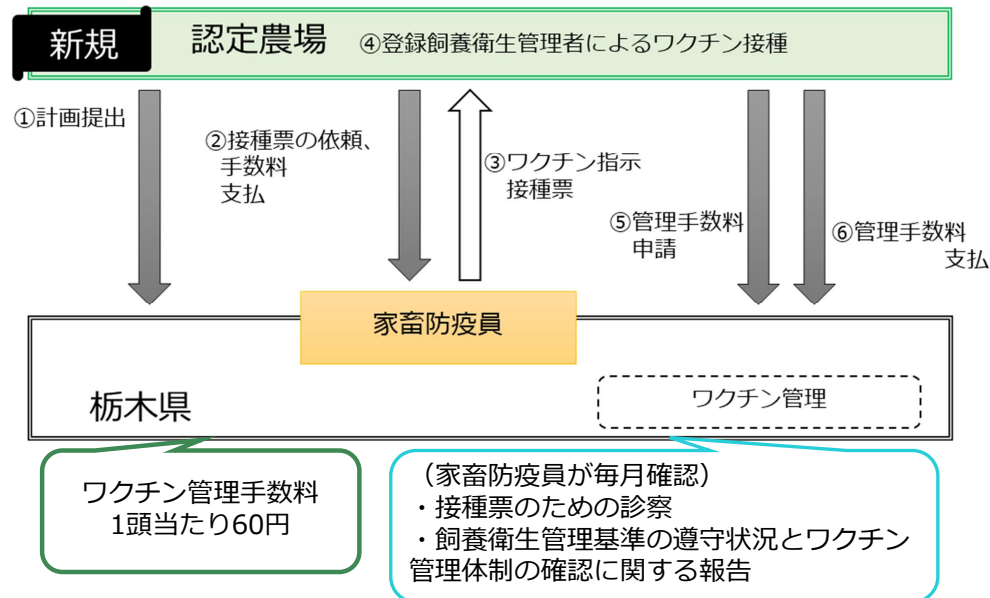
- (1) 認定農場 → 家保
ワクチンの年間接種計画書を提出（許可申請時）
- (2) 認定農場 → 知事認定獣医師
接種票の発行依頼
- (3) 知事認定獣医師 → 認定農場
診察後、ワクチンの指示（接種票の発行）
確認（飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制）
- (4) 知事認定獣医師 → 家保
接種票の提出、ワクチンの提供
- (5) 認定農場
登録飼養衛生管理者が、指示と手順書に基づきワクチン接種を実施
- (6) 認定農場 → 家保
ワクチン管理手数料申請、支払い、ワクチン接種の報告

獣医師への依頼料などはよく相談してください

5

ワクチン接種者（登録飼養衛生管理者）

手続きの流れ（接種票発行が家畜防疫員の場合）



6

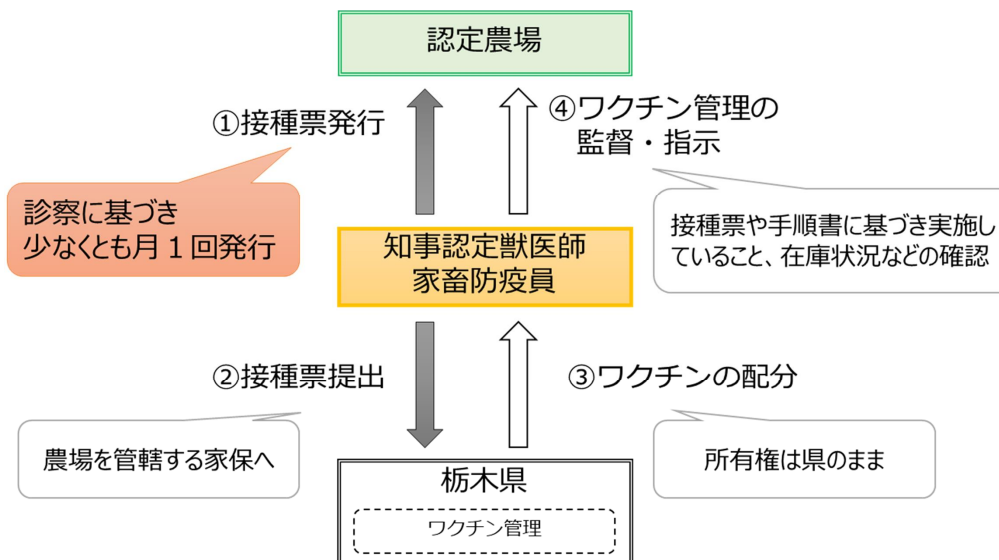
手続きの流れ（接種票発行が家畜防疫員の場合）

- (1) 認定農場 → 家保
ワクチンの年間接種計画書を提出（許可申請時）
- (2) 認定農場 → 家保
接種票の**発行依頼、手数料の支払い**
- (3) 家保 → 認定農場
診察、確認（飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制）
ワクチンの指示（接種票の発行）、ワクチンの提供
- (4) 認定農場
登録飼養衛生管理者が、指示と手順書に基づきワクチン接種を実施
- (6) 認定農場 → 家保
ワクチン管理手数料申請、支払い、ワクチン接種の報告

7

ワクチンの受け渡し方法

● 知事認定獣医師又は家畜防疫員を介してのみ配分



8

接種者ごとの手数料一覧

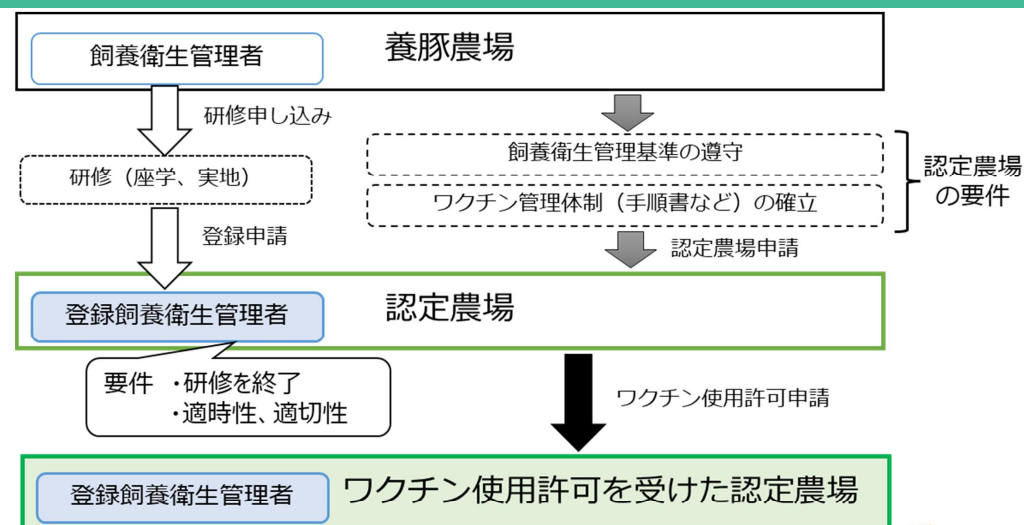
県へ納入する金額は表のとおり

接種者	接種料	豚熱ワクチン管理手数料	豚熱ワクチン接種票交付手数料
家畜防疫員	340円/頭	－	
知事認定獣医師	－（※）	60円/頭	
登録飼養衛生管理者 （接種票：知事認定獣医師発行）	－（※）	60円/頭	－（※）
登録飼養衛生管理者 （接種票：家畜防疫員発行）	－	60円/頭	550円/件 別途 初診料 220円/頭 往診料 550円/件

※知事認定獣医師への技術料・接種票発行手数料などについては、両者間で直接相談をお願いします。

9

各許可の関係、手続きの流れ



認定農場の認定や登録飼養衛生管理者の登録を受けた後に、ワクチン使用許可を申請してください。



10

知識編（基礎）の内容

3. 登録飼養衛生管理者による

豚熱ワクチン接種に係る制度

- （1）豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の内容
- （2）接種に向けた体制整備に必要な事務手続
- （3）豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
- （4）豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点

11

飼養衛生管理者とは

- ・家畜伝染病予防法第12条の3の2で規定
（役割）

- ①衛生管理区域に出入りする人・もの・車両など全てを管理
- ②従業員に対して、飼養衛生管理基準の周知を行う
- ③従業員に対して、衛生管理を適正に行うために必要な教育及び訓練を行う

基本は、衛生管理区域ごとに設定

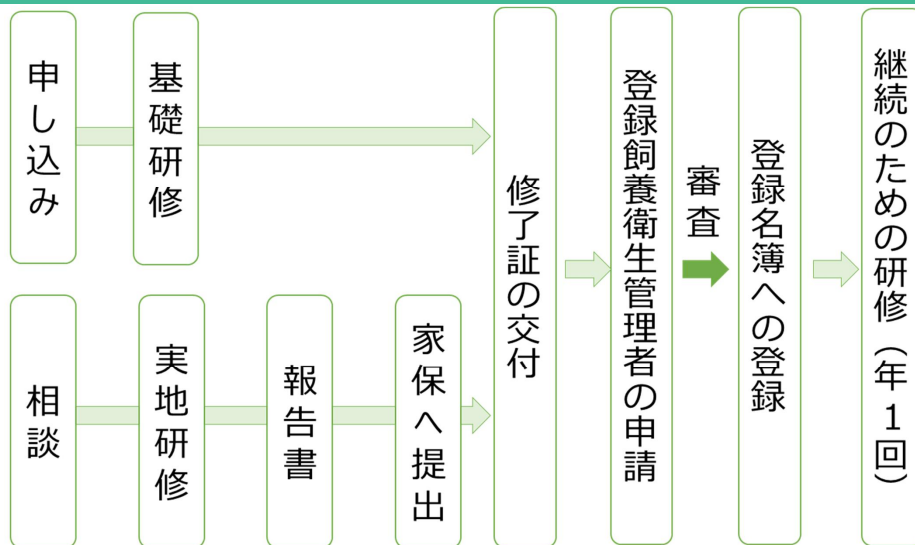
但し、畜舎ごとや区域ごとに設定することは可能

管理頭数の上限あり（大規模農場は注意！）

（上限：3,000頭、但し10か月未満の豚は10,000頭まで）

12

手続き① 登録飼養衛生管理者



! 継続のための研修は、受講しないと登録の取消しになります。
必ず受講してください。



13

実地研修

【報告様式】

(項目)

- ・ 手順書内容の確認及びワクチン接種時に必要な記録の記載方法
- ・ ワクチンの保管方法
- ・ ワクチンの溶解方法
- ・ 豚への接種方法、針の取り扱い
- ・ 接種後のワクチンの扱い
- ・ ワクチン空容器の消毒及び保管方法
- ・ ワクチン瓶の返却方法
- ・ 家畜保健衛生所へ必要なワクチン接種に係る申請書や報告内容及び方法

2年目以降は、**免除規定**あり

- ・ 継続して豚熱ワクチン接種を行っている
- ・ ワクチン接種の手技及び管理等に問題がなく、獣医師の指示監督に従っている

(別記様式1)

栃木県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会
(実地研修) 報告書

年 月 日

栃木県 家畜保健衛生所長 様

住所 氏名 (知事認定獣医師又は家畜防疫員)

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

実施日	実施場所	研修生氏名	研修生生年月日	研修生住所	所属 農場名
内容及び判定(内容ごとに、可又は不可に○を記入してください)					
ア	手順書内容の確認及びワクチン接種時に必要な記録の記載方法	可	不可		
イ	ワクチンの保管方法				
ウ	ワクチンの溶解方法				
エ	豚への接種方法、針の取り扱い				
オ	接種後のワクチンの扱い				
カ	ワクチン空容器の消毒及び保管方法				
キ	ワクチン瓶の返却方法				
ク	家畜保健衛生所へ必要なワクチン接種に係る申請書や報告内容及び方法				
免除規定 (以下に該当する場合は、チェックを入れること)					
登録飼養衛生管理者名簿にすでに登録されているものうち、以下の項目を満たすことにより、研修を免除することがある。					
・ 継続して豚熱ワクチン接種を行っている					
・ ワクチン接種の手技及び管理等に問題がなく、獣医師の指示監督に従っている					
備考					

14

継続のための研修 (毎年実施)

● 毎年 1 回以上研修を受講する必要

- ・ 必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るため。

● 研修対象者は、登録飼養衛生管理者全員

➤ 基礎研修

- ・ 本研修に準じた内容

➤ 実地研修

- ・ **免除規定**あり (獣医師からの申請が必要)

※電子でも申請可能です。

受講していない場合には登録の取消しもありますので、必ず受講しましょう!



15

登録飼養衛生管理者の要件

● 農場の飼養衛生管理者であること

● 適時性

➡ これまでと同等以上にワクチン接種ができる

● 適切性

➡ **研修会の修了証を受けている**

- ・ 家畜防疫員や知事認定獣医師と緊密に連携し、指示、指導に従う

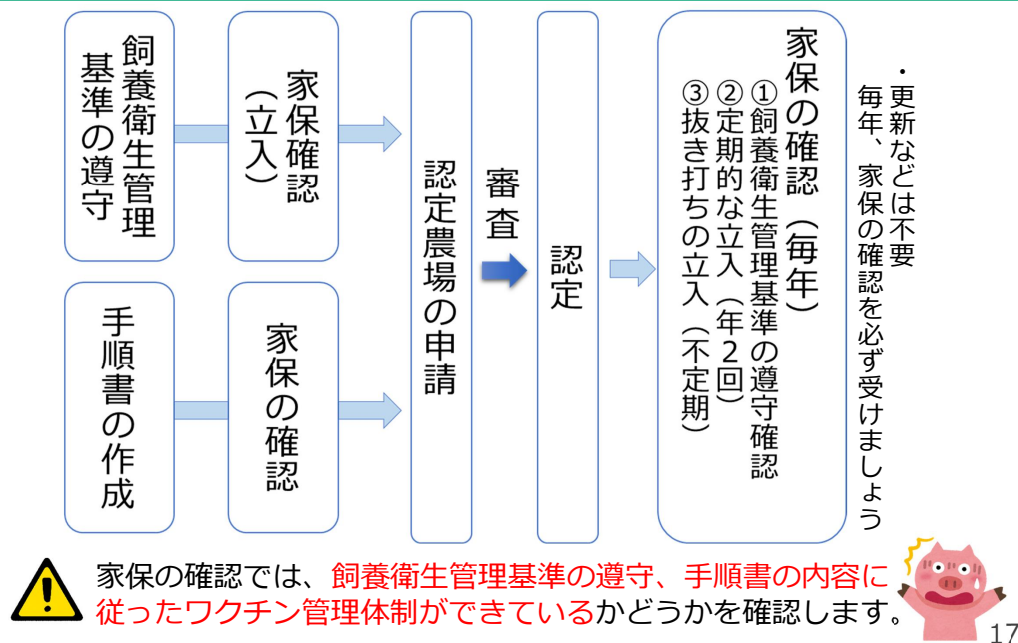


- ・ 理由なく、ワクチン接種回数が減ると適時性が満たされていないこととなります。ワクチン効果を最大限得るために、できるだけ接種回数を増やしましょう。



16

手続き② 認定農場



17

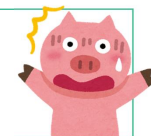
認定農場の要件

● 飼養衛生管理基準の遵守

➡ 令和5年度以降の申請は、新たに立入を実施
改善状況が必要な場合は、改善後に認定



- ・飼養衛生管理基準全般について確認を行います。
- ・県の重点指導項目で指摘事項があれば、改善計画書に従い期限を決めて、改善をしてください。



● ワクチン管理体制の確立

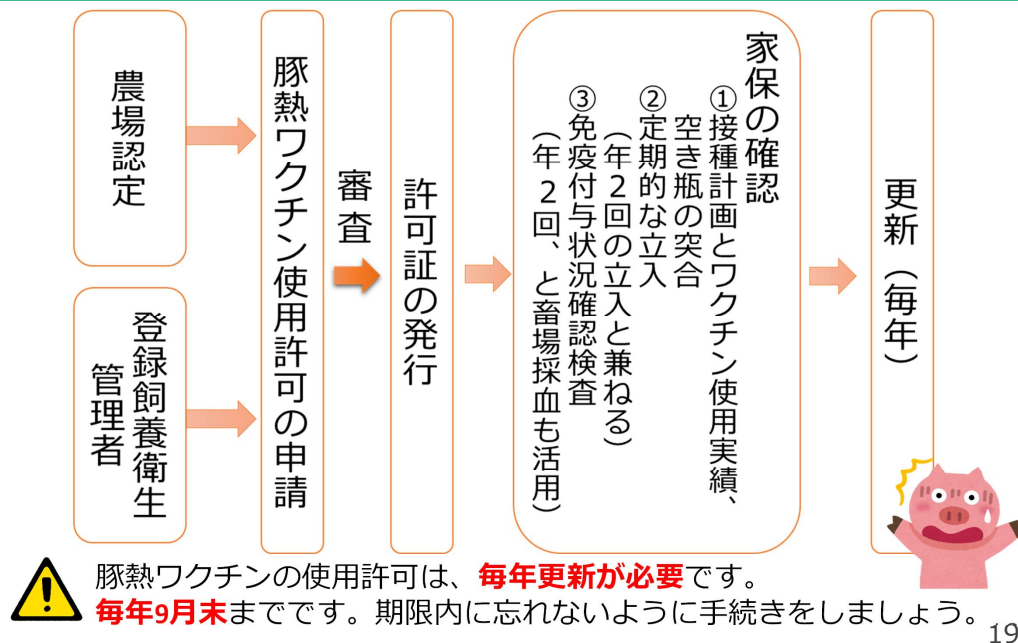
➡ 作業手順書作成後に、実行体制について確認



- ・適切な作業手順書（ワクチンの管理、接種体制など）
- ・ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器、注射針等のワクチン接種に必要な備品の用意
- ・作業手順書に基づく実行体制の確立（書類作っただけではNG）

18

手続き③ ワクチン使用許可



19

豚熱ワクチン使用許可の要件

● 認定農場の登録飼養衛生管理者への許可

(1) 接種者は、

登録飼養衛生管理者のみ！

(2) 登録飼養衛生管理者が、

- ① 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い接種する
- ② 作業手順書に従う
- ③ 対象農場以外への接種を行わない
- ④ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わない
- ⑥ ワクチン接種豚等にマーキング・標識を付する

(3) ワクチン等の管理を適切に実施する

(4) ワクチン接種の実施状況の報告をする

20

家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督

●指示

(留意事項14)

- **診察**を行った上で**豚熱ワクチン接種票**を交付

●監督

- 接種票発行時に以下を確認して、家保に報告
 - ① **豚熱ワクチン接種票に従って、登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施している**
 - ② 認定農場のワクチン管理体制の遵守状況
(手順書にしたがっているか、報告は適切かなど)
- 違反を認知した知事認定獣医師は、**県に報告義務**
→ 義務を怠ると認定の取り消しもありえる



21

豚熱ワクチン接種票

豚熱ワクチン接種票 (別記様式2)

接種登録飼養衛生管理者氏名: 使用済用

対象品	ワクチン名	商品名
数量	20ドーズ (バイアル) 50ドーズ (バイアル)	
対象動物	種・いのしし・その他 ()	
頭数	繁殖: 頭、哺乳: 頭、肥育: 頭、計: 頭	
年齢	生後、週、月、日	
特徴	種、性別、飼育状況	
認定農場	農場名称・住所	
登録飼養衛生管理者	氏名 電話	
指示理由	指 法: 接種日時	
指示内容	指 量: 接種の実施期間: 休業期間: その他:	
使用状況等	使用年月日 使用した場所	

上記のとおり指示します。 接種票交付年月日: 令和 年 月 日

獣医師 所 属 氏名: 氏名: 住所: 郡・市 町・部 電話: - -

※本票は登録飼養衛生管理者が記載 (本接種票は基がいて豚熱ワクチンを使用しただけは必ず記入すること。)
登録飼養衛生管理者は、チェック欄を利用して、指法の内容をよく確認の上、チェック済の印をセロテープ欄に記入してください。また、接種登録飼養衛生管理者は、接種終了後速やかに使用状況等の欄に必要事項を記入すること。

【豚熱ワクチン接種票様式】

(裏面) 接種予定を報告
・接種日
・接種頭数 など

例

日付	頭数	接種頭数				合計
		繁殖豚	雄豚	肥育	その他	

22

豚熱ワクチン等の管理 (保管)

●ワクチンの保管に係る遵守事項

(留意事項25)

- (1) 添付文書に従い適切に冷蔵保管
- (2) 他の容器に移し替えて保管しない
- (3) 必要なワクチン数量以上を保管しない
→ 先月の残り数を踏まえた数を配分
立入時に台帳と突き合わせて確認



23

知識編 (基礎) の内容

3. 登録飼養衛生管理者による

豚熱ワクチン接種に係る制度

- (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の内容
- (2) 接種に向けた体制整備に必要な事務手続
- (3) **豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項**
- (4) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点

24

知識編（基礎）の内容

3. 登録飼養衛生管理者による

豚熱ワクチン接種に係る制度

- (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の内容
- (2) 接種に向けた体制整備に必要な事務手続
- (3) 豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
- (4) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点

25

違反時の対応（要件等の不遵守）



- 登録飼養衛生管理者

違反や研修未受講など → 登録名簿から除外

登録名簿から除外された時点で修了証は失効

- 農場認定

飼養衛生管理基準の遵守不備 → 期限内に改善できない、改善指導に
ワクチン管理体制の不備 従わない場合は、取り消し

- 豚熱ワクチン使用許可

家伝法第50条又は関係法令に違反するものと判断されるとき

→ ワクチン使用許可を取り消し
登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定を取り消し

1 年間は再度の登録等を行わない

26

違反時の対応（その他）

- 許可をとっていない農場で、従業員がワクチン接種を実施



家伝法、獣医師法等の関係法令違反の可能性

- 他農場へのワクチンの受け渡し、保管場所の移動



家伝法、薬機法等の関係法令違反にも該当する可能性

全国的な制度そのものの見直し??

ルールを守ってワクチン接種を実施しましょう



27